

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下、「令」という。）第八十二条第四号の規定に基づき、使用上の支障が起らないことを検証することが必要な場合及びその計算方法を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

使用上の支障が起らないことを検証することが必要な場合及び計算方法を定める件

第一 使用上の支障が起らないことを検証することが必要な場合は次表の上欄に掲げる建築物の部分に於て当該下欄に規定する条件式を満たす場合とする。

| 建築物の部分 | 条件式 |
|-----------------------|---------------------------|
| 鉄筋コンクリート造 床版（両辺支持） | $t \geq \frac{1}{30} l_x$ |

| | | | |
|--|--|----------|-------------------------------------|
| | | 床版（片持ち） | $\frac{t}{l_x} \sqrt{\frac{1}{10}}$ |
| | | 大ばり及び小ばり | $\frac{D}{1} \sqrt{\frac{1}{10}}$ |
| 鉄骨造 | | 大ばり及び小ばり | $\frac{D}{1} \sqrt{\frac{1}{15}}$ |
| 木造 | | 大ばり及び小ばり | $\frac{D}{1} \sqrt{\frac{1}{12}}$ |
| <p>この表において、t、l_x、D及びlは、それぞれ以下の数値を表すものとする。</p> <p>t 床版の厚さ（単位 ミリメートル）</p> <p>l_x 床版の短辺方向の有効長さ（単位 ミリメートル）</p> <p>D 大ばり又は小ばりのせい（単位 ミリメートル）</p> <p>l 大ばり又は小ばりの有効長さ（単位 ミリメートル）</p> | | | |

第二 使用上の支障が起こらないことを検証する計算方法は、次に定めるところによる。

一 当該建築物の実況に応じた固定荷重及び積載荷重によってはり又は床版に生ずるたわみ（水平面から

の当該部材の変形にあつて最大のものをいう。以下同じ。）を計算すること。ただし、令第八十五条の表に掲げる室の床の積載荷重については、同表(は)の欄に定める数値によつて計算することができる。

二 前号で求めたたわみに構造の形式に応じて次の表に掲げる長期間の荷重により変形が増大することの調整係数（以下「変形増大係数」という。）を乗じた値を有効長さで除した値が二五 分の一以下であることを確認すること。ただし、変形増大係数を載荷実験により求めた場合にあつては、当該数値を用いることができる。

| 構造の形式 | | 変形増大係数 | |
|-----------|----|--------|--|
| 鉄筋コンクリート造 | 床版 | 一六 | |
| | はり | 八 | |
| 木造 | | 二 | |
| 鉄骨造 | | 一 | |